

## 第80回国民スポーツ大会青森市開催競技売店出店者募集案内

### 1 趣旨

本市で開催する、第80回国民スポーツ大会青森市開催競技において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の出店者を募集します。

### 2 設置場所及び期間等

売店の設置場所、設置期間等は別表「青森市売店出店者募集競技一覧」のとおりとし、設置期間中の途中開設及び閉店は原則として認めません。

### 3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとします。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができるものとし、開設途中で中止、中断を指示する場合があります。

### 4 出店位置及び規模

出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり約10㎡（2間×3間のテント1/2のスペース）又は約20㎡（2間×3間のテント1張）とします。

実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができます。

また、競技会場によっては、ケータリングカー（出店規模は、原則として1店舗あたり約12.5㎡（5.0m×2.5m））での出店も可能ですが、他売店の出店位置と隣接しない場合がありますので、ご了承ください。

### 5 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備します。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとします。

なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に実行委員会がまとめて届出を提出しますので、届出書類を実行委員会に提出するとともに、別記「露店等の開設における遵守事項」を遵守し、出店区画内に必ず消火器を設置しなければなりません。

また、出店当日の消防検査に協力するとともに、その指導に従ってください。

(1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）

- (2) 長机
  - 約 10 m<sup>2</sup> (2 間×3 間のテント 1 / 2 のスペース) 3 台以内
  - 約 20 m<sup>2</sup> (2 間×3 間のテント 1 張) 6 台以内
- (3) 椅子
  - 約 10 m<sup>2</sup> (2 間×3 間のテント 1 / 2 のスペース) 2 脚以内
  - 約 20 m<sup>2</sup> (2 間×3 間のテント 1 張) 4 脚以内

## 6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を、実行委員会に郵送又は持参で提出してください。なお、複数会場での出店を希望する者が申請する場合に限り、(6)～(7)については、写しを提出いただいても構いません。

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類 (運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (6) 青森市税の完納証明書 (写し可)
- (7) 法人税 (個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (写し可)
- (8) 青森市保健所の食品営業許可証の写し、食品営業届の写し (ただし、飲食物を販売・提供する場合に限る。)

## 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとします。

- (1) スポーツ用品
- (2) 大会記念グッズ
  - 国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 (以下「県実行委員会」という。) が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物 (アルコール飲料を除く。)
- ア 製造加工品
  - 食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等 (以下「営業許可施設等」という。) において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。
- イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、簡単な調理（かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

## 8 出店者条件

出店者の条件は、次のとおりとします。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者
  - ア 申請時に、1年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者
  - イ ケータリングカーについては、青森市保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者
  - ウ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
  - エ 第74回国民体育大会以降の国民体育大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者
  - オ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす者
  - ア 各競技会の開催期間中、本募集案内の3（開設時間）で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
  - イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
  - ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
  - エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
  - オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
  - カ 申請時点において、市税（青森市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - キ 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

## 9 出店料

- (1) 約10㎡（2間×3間のテント1／2のスペース）1店舗あたりの出店料は、次に掲げる額とします。
  - ア 青森市内に住所を有する個人、団体又は青森市内に事業所を有する法人：1日あたり1,500円
  - イ 上記以外：1日あたり3,000円

(2) 約20㎡(2間×3間のテント1張) 1店舗あたりの出店料は、次に掲げる額とします。

ア 青森市内に住所を有する個人、団体又は青森市内に事業所を有する法人：1日あたり3,000円

イ 上記以外：1日あたり6,000円

(3) ケータリングカーの出店料は(2)の金額とします。

(4) (1)から(3)までの規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができます。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければなりません。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ ア、イに掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

(5) 出店料については、実行委員会の指定する口座に振り込んでいただきますが、振込手数料は、出店者の負担となります。

なお、本募集案内の18(許可の取消し)に該当する場合には、既に納めた出店料の返還を請求することはできません。

(6) 青森県及び青森市の条例等に基づき、施設使用料が発生する場合があります。当該施設使用料は、実行委員会が取りまとめ、県又は市等に納入します。

## 10 出店者の選定

実行委員会は、6(出店申請)に規定する申請があったときは、本募集案内及び第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定します。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定します。

(1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、実行委員会が適当と認める者

なお、実行委員会は内容確認のため、提出された誓約書兼承諾書(様式第4号)及びその他の関係書類を持って、関係官庁等に調査、照合することができるものとします。

## 11 保健所への手続き

食品衛生法に基づく食品営業許可や営業届出等が必要な出店者は、市実行委員会にこの6(出店申請)に規定する出店申請を行う前に、必ず営業許可等を取得してください。

保健所の許可取得に際しては、施設基準にかかる検査を要するため、保健所への申請は日数に余裕を持って行ってください。

## 12 売店出店許可決定通知書及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付します。また、出店料の納付を確認し、食品衛生法に基づく営業許可や営業届出等が必要な出店者においては、青森市保健所からの許可書の写しを確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付するものとし、売店出店後に見やすい位置に許可書を掲出してください。

## 13 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させてください。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告してください。なお、変更の際には、当該責任者の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）を提出してください。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたってください。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めてください。

## 14 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしないでください。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。  
なお、ケータリングカーについても、1売店につき1台とします。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、実行委員会が交付するADカードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

## 16 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。

## 17 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりるとともに、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実施本部（以下「実施本部」という。）に直ちに連絡し、その指示に従うものとします。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとします。

## 18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができます。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできません。

- (1) 関係法令及び第80回国民スポーツ大会青森市売店設置運営要項並びに本募集案内に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければなりません。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができるものとします。

## 20 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとします。

## 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできません。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできません。

## 22 受付期間

### (1) 受付期間

令和8年4月13日（月）から5月31日（日）まで  
（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

\* 郵送の場合は、受付期間内に必着とします。

### (2) 受付時間（持参で提出する場合）

午前8時30分から午後5時まで

## 23 提出先及び問い合わせ先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森実行委員会事務局  
（青森市経済部国スポ・障スポ総務課内） 担当：吉田

- (1) 郵送又は持参で提出する場合  
住所：〒038-8505 青森市柳川二丁目1番1号  
青森市役所柳川庁舎2階
- (2) 本募集に関する問い合わせ先  
電話番号：017-718-0268  
F A X：017-761-4489  
メー ル：kokuspo-shosposomu@city.aomori.aomori.jp

#### 24 その他

- (1) 各競技会場においては、選手・監督、大会関係者、競技補助員等へ昼食弁当が斡旋されます。
- (2) 搬入場所及び駐車場は、別表「青森市売店出店者募集競技一覧」のとおりとし、競技会場に隣接しない場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためだけに使用するものとし、その他の目的には使用しません。
- (4) 各大会の詳細については、実行委員会までお問い合わせください。